

英国知的財産庁（UK-IPO）と日本特許庁（JPO）との間の特許審査ハイウェイ 試行プログラムに関する UK-IPO への申請手続（仮訳）

UK-IPO への申請

[0001] 特許審査ハイウェイ（PPH）に基づく早期審査を申請するには、出願人は、PPH に基づく早期審査を申請する旨の申請用紙に、関連のある補助的な書類を添付して、UK-IPO に提出しなければなりません。PPH に基づく早期審査を、UK-IPO に申請するための要件を次の項に記載しました。関連のある補助的な書類については、さらに後の項（[0003] 項から [0006] 項）で説明し、同様に、現時点で構想する UK-IPO の一般的な申請手続については [0007] 項で説明します。

UK-IPO における PPH 試行プログラムに基づく早期審査の請求に関する要件

[0002] UK-IPO における、PPH 試行プログラムに基づく早期審査の請求に関する要件は 4 つあります。それらの要件は次のとおりです：

a) 次の何れかに該当すること：

- i) UK-IPO 出願は、対応する 1 件の JPO 出願若しくは複数の JPO 出願の何れかに、パリ条約に基づく優先権を正当に主張する；又は
- ii) UK-IPO 出願は、優先権主張を伴わない PCT 出願の国内段階の出願である（**2008 年 3 月 3 日以降**）；又は
- iii) UK-IPO 出願が PCT の国内段階の出願であって、その PCT 国際出願は JPO 国内出願に優先権を正当に主張する；又は
- iv) UK-IPO 出願は、優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて優先権を主張する（**2008 年 3 月 3 日以降**）；又は
- v) UK-IPO 出願は、優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて優先権を主張する PCT 出願の国内段階の出願である（**2008 年 3 月 3 日以降**）；又は
- vi) UK-IPO 出願は、上述の出願の分割出願である。

b) 対応する JPO 出願の少なくとも 1 件に、JPO が特許可能と判断した 1 乃至複数の請求項があること。

c) PPH に基づく早期審査を求める UK-IPO 出願における請求項は全て、JPO が特許可能であると示した 1 乃至複数の請求項に、十分に対応する請求項でなければなりません。請求項が、対応する JPO 出願における先行技術に対して特許可能である、共通の技術的特徴を持った同一の範囲の又は類似した範囲の請求項である場合、その請求項は十分に対応する請求項であるとみなされます。補正された請求項に対して、JPO が特

許可能と判断した場合、UK-IPO 出願における請求項は、JPO 出願の補正された請求項に対応する請求項でなければなりません。UK-IPO 出願の請求項が、JPO が特許可能と示した請求項に対応する UK-IPO 出願の上位の請求項に付加された請求項である場合も、同様に、JPO が特許可能と示した請求項の範囲内に含まれる請求項であるとみなされます。

d) UK-IPO において審査着手がなされていないこと。

UK-IPO における PPH に基づく早期審査のために必要な書類

[0003] UK-IPO において、PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請を補足するために、次の書類が必要です：

a) 対応する JPO 出願に関するオフィスアクションの写し。オフィスアクションが AIPN¹上で入手できる場合は、オフィスアクションの紙形態の写し及び対応する翻訳文を提出する必要はありません。

b) JPO が審査した請求項の翻訳文の写し、及び、該当する場合は、次いで補正した請求項で特許可能と JPO が判断した請求項の写し。請求項が AIPN 上で入手できる場合は、請求項の紙形態の写し又は翻訳文を提出する必要はありません。

c) PPH に基づく早期審査を求める UK-IPO 出願の請求項と、特許可能と JPO が判断した対応する JPO 出願の請求項との関係を証明する請求項対応表。請求項が十分に対応するのは、上述のように、請求項の範囲が同一の場合又は類似している場合です。

[0004] 関連する情報は、(附属書 1 に示した) PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請用紙への記入により提供される必要があります。申請用紙は、UK-IPO のウェブサイトからダウンロード可能となる予定です。申請用紙は、PPH に基づく早期審査を申請する旨の書状及び関連する補助的な書類と一緒に、UK-IPO に送付しなくてはなりません。

[0005] JPO が引用する特許文献の写しは、当該文献が EPOQUE 又は AIPN 経由で入手できる場合、必要ありません。UK-IPO の審査官が引用文献の翻訳文を必要とする場合は、標準的な UK の審査手続きを用いて引用文献の翻訳を求めることがあります。しかしながら、引用文献が早急に検討されることを出願人が望む場合、出願人は PPH

¹ AIPN は、JPO の包袋情報を提供する特許庁の間のネットワークである。出願人は AIPN にアクセスできないため、自身の出願に関する情報が AIPN 上で入手できるかどうか知りたい場合は、JPO に問い合わせてください (PA2260@jpo.go.jp)。

に基づく早期審査を申請する当初に、補助的な書類の一部として翻訳文を提出できます。

[0006] 上述の書類を出願人が、同時の手続きを通じて又は過去の手続きを通じて既に UK-IPO に提出している場合、出願人は、当該書類の写しをさらに提出する必要はありません。

UK-IPO における PPH 試行プログラムに基づく早期審査に関する手続き

[0007] 出願人は、PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する旨の書状を、関連する補助的な文書及び記入済みの申請用紙とともに、UK-IPO に提出します。PPH 管理官（UK-IPO の特許審査官がその任に当たる）が、申請を検討して、要件が全て満たされている場合、PPH 管理官は、適切なメッセージを関連のある審査グループに伝達します。審査官は早期審査を実施します。

本仮訳は、原文（**Procedures to file a request to the UK-IPO for Patent Prosecution Highway Pilot Program between the UK-IPO and the JPO**）の内容の理解を助けるために作成されたものであり、訳文と原文で内容に食い違いがある場合は、原文が正しいこととなります。UK-IPO に対して手続きを行う際には、必ず原文をご確認ください。

英国知的財産庁と日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく
UK-IPO における早期審査の申請

1 UK 出願番号 :

対応する JP 出願番号 :

2 次の何れか :

a) JPO の通知書の写しを添付 :

及び

翻訳済みの JPO の通知書の写しを添付 :

又は

b) JPO の通知書は AIPN 上で入手できる :

又は

c) JPO の通知書は先の PPH 出願にファイルされている :

UK 出願番号 :

3 次の何れか :

a) 対応する JP 出願の請求項の写しを添付 :

及び

対応する JP 出願の翻訳済みの請求項の写しを添付 :

又は

b) 対応する JP 出願の請求項は AIPN 上で入手できる :

又は

c) JP 出願の請求項は先の PPH 出願にファイルされている :

UK 出願番号 :

4 外国語の引用文献の翻訳版を添付

(この時点で特許文献の翻訳文を用意する必要はありませんが、後の段階で審査官が
文献の翻訳文を請求しなければならなくなった場合、出願の審査が遅れる可能性が
あることに留意してください)

5 請求項対応表

PPH に基づく早期審査の申請の際、当該申請用紙が一番上になるようにしてください。

